

《 事務所ニュース 2017年1月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

謹賀新年

旧年中は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます
本年もよろしくお願ひ申し上げます

平成29年 元旦

平成27年度の監督指導による 賃金不払残業の是正結果を公表

厚生労働省は、時間外労働などに対する割増賃金が支払われていないとして、平成27年度に労働基準法違反で是正指導した結果を取りまとめ公表しました。

これは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、不払の割増賃金が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

労働基準監督署では、引き続き、労働者などから情報が寄せられた企業に対して積極的に監督指導を実施します。

- 1、是正企業数 1,348企業
(前年度比19企業の増)
1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、
184企業
- 2、支払われた割増賃金合計額 99億9,423万円
(同42億5,153万円の減)
- 3、対象労働者数 9万2,712人
(同11万795人の減)
- 4、支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり
741万円、労働者1人当たり11万円
- 5、1企業での最高支払額は金融業で「1億3,739
万円」、次いでその他の事業(協同組合)で
「1億1,368万円」、電気機械器具製造業
「9,009万円」の順でした。

適用拡大受け、厚生年金保険に
パートら20万人が新規加入！！

昨年10月からパートなどの短時間労働者にも厚生年金が適用されるようになり、新たに加入した人が約20万人に上ることが、日本年金機構の集計で分かった。厚生労働省は対象者を約25万人と見込んでおり、約8割が既に手続きを済ませたことになる。厚生年金に加入すると、労使が折半で保険料を負担する。費用を抑えたい企業や手取り収入の減少を避けたいパートらが、勤務時間を減らして対象から外れようとするのではないかと懸念されていたが、実際の影響は限定的だったとみられる。従来は週におおむね30時間以上働く人に限られていたが、従業員501人以上の企業では10月から(1)週20時間以上働く(2)賃金が月8万8千円(年収で約106万円)などの条件を満たす全ての人を社会保険に加入させることが義務付けられた。年金機構によると、11月10日までに全国で2万5706事業所の計20万1103人が新たに加入した。

先月閉会した臨時国会では、**従業員500人以下の企業でも、労使合意があれば同様の条件で適用対象を拡大する年金制度改革法が成立し来年4月にも施行されることになっています。**

賞与支払届の提出について！！

年末年始は、賞与の支給をする企業も多いと思います。賞与を支給した場合は、管轄の年金事務所等に「賞与支払届総括表」及び「賞与支払届」を提出することになっています。賞与の額は、年金額の算出の基礎となりますので、忘れることのないよう注意しましょう。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行